

※本案件は2020年12月2日公示の再公示になります。

公 示 日 : 2021年3月17日

調達管理番号 : 20a01287

国 名 : マラウイ国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : マラウイ国稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 稲作開発プログラムの計画・実施アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年5月中旬から2022年2月下旬
- (2) 業務M/M : 現地 7.00M/M、国内 0.9M/M、合計 7.90M/M
- (3) 業務日数 : 国内準備 10日、現地業務 210日、国内整理 8日
本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。また、第1次現地業務は2021年6月を想定しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、多少前後する可能性があります。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1部
- (3) 提 出 期 限 : 4月7日(水) (12時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年4月27日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	稲作振興に係る各種業務
対象国／類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
(2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

マラウイ共和国(以下、「マラウイ」という)において、農業は総労働人口の約80%が従事し、GDPの約28%を占める基幹産業である。しかし、農業人口の約90%は小規模農家(耕作面積が1ha未満)で、人口増加に伴い一人あたりの耕地面積は減少傾向にある。また、生産基盤は天水に依存し、気候変動等の影響を受けやすく、灌漑整備は開発可能面積とされる約40万haのうち約1/4に留まる。

輸出はタバコ・砂糖・ナッツ類・豆類・茶で輸出総額の約80%を占め、マラウイの経済成長の原動力となっている。一方、主な輸出品であるタバコは欧米を中心に需要が減少しており、新たな輸出品としてコメや豆類が注目されている。しかし、マラウイのコメの年間生産量は約11万トン(2018年)で10年前から増加していない。更に、マラウイ産のコメは周辺国での消費需要が高いにも関わらず、輸出量は86トン(2018年推定値)に留まっている。かかる状況下、マラウイ政府はコメを戦略的輸出品と位置付け、2014

年に国家稲作開発戦略（NRDS）を策定し、また、2018年からはアフリカ稲作振興のための共同体（CARD2）に新たに加盟するなど、外貨獲得のための「売れる品質のコメ」の増産を目指している。そして、CARD2 期間中の 2030 年にわたる稲作開発プログラムを作成し、事業実施につなげるべく、我が国に対して、本専門家の派遣を要請した。当該専門家は、NRDS のもと、中長期的な稲作開発プログラムを、カウンターパートや関係機関とともに作り上げ、マラウイ国内の精米事業者等の民間セクターとも連携しながら、事業の計画立案を行う。また、過去の灌漑分野の開発経験¹を活かし、灌漑を活用した水稻栽培の案件、無償資金協力で支援したブワンジェバレー灌漑施設の活用（EU の支援による上流部でのダム建設によって灌漑施設のさらなる有効利用が可能となった）、湖畔地域のコメをナカラ回廊を通じて周辺国へ輸出する等の将来の構想も検討する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マラウイ国農業省作物開発局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、稲作分野の現状と課題を分析し、CARD2 期間中の 2030 年にわたる稲作開発プログラムを関係機関と共に策定し、今後の事業実施を検討することを目的とする。加えて、これまでの我が国の灌漑開発支援の活動が継続、促進されるようにフォローアップを行う。具体的な業務内容は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 5 月中旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、マラウイ政府作成の関連報告書、学術論文を参照し、マラウイの農業・稲作分野の現状と課題を把握する。
- ② 他ドナーの農業関連分野の協力内容（計画中・実施中・実施済）について、整理・把握する。
- ③ CARD に関連するマラウイのこれまでの取り組みを整理し、レビューする。
- ④ 他国の稲作案件の報告書やマニュアルを参照し、マラウイに活用できる優良事例を抽出する。尚、他国稲作案件のマニュアルは「JICA アフリカ稲作プラットフォーム²」に格納されており、JICA 経済開発部がプラットフォームのアクセス権を付与する。
- ⑤ 上記①～④に加え、C/P 及び関係者と遠隔でコミュニケーションを取り

¹（無償）ブワンジェバレー灌漑開発計画(1997)、(無償)ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画(2006)、(技協)小規模灌漑開発技術協力プロジェクト(2006-2009)、(技協)中規模灌漑開発プロジェクト(2011-2014)、(技協)中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(2015-2020)

² ホームページ上に情報を集約するツール。各々のプロジェクトのファイルやタスク等を共有することで、メンバー間において円滑なコミュニケーション、教材の再活用・グレードアップ、ノウハウの蓄積を図るもの

ながら、マラウイの稲作分野の情報収集を行う。マラウイの通信状況に鑑み、コミュニケーション手段はメールを想定しているが、可能であればオンライン会議ツールも活用する。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大による農業、栄養、食料安全保障分野への影響についての情報収集を行う。
- ⑦ JICA 経済開発部及び JICA マラウイ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ⑧ ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部へ提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地業務期間（2021年5月下旬～9月下旬）

- ① 第1次現地業務は新型コロナウイルス感染症による渡航措置が解除され次第の開始とする。現地渡航時期に関しては、JICA 経済開発部と JICA マラウイ事務所と協議の上、決定する。
- ② 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ③ 農業省、農業省作物開発局に設置されている CARD フォーカルポイント、他ドナー、大学、NGO、研究機関、民間企業等からヒアリングを通じて情報収集を行い、マラウイの稲作セクターの幅広い情報収集を行う。
- ④ 稲作栽培地域を訪れ、農家の稲作栽培状況を確認する。特に、収穫から販売までの状況を視察し、課題の抽出を行う。
- ⑤ 国家稲作開発戦略（NRDS）の策定状況の確認及び戦略策定に係る計画作成を支援する。③と④の調査を踏まえ、稲作分野での優先課題を特定し、NRDS に反映するよう助言を行う。
- ⑥ 情報収集及び先方政府のニーズを踏まえ、2021年度の要望調査に向けた新規案件を提案し、C/P の要請書作成を支援する。また、想定される実施体制や留意事項等についてまとめ、JICA マラウイ事務所へ提案する。
- ⑦ 過去の灌漑開発案件の対象地域を訪れ、プロジェクト終了後の現状及び課題の分析を行う。特に、2020年3月に終了した中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（MIDP II）において、プロジェクト期間中に灌漑施設建設が終了しなかったモデルサイト（チャムクウェレ地区）を訪れ、プロジェクト終了後の建設状況をモニタリングする。
- ⑧ EU による上流部でのダム建設によって通年灌漑が可能となったブワン

ジェバレー灌漑施設³の現状調査を行い、今後の活用方法について C/P と協議する。

- ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑩ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第１次国内整理期間（2021年10月上旬）

第１次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（４） 第２次国内準備期間（2021年10月下旬）

第２次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にもデータを送付する。

（５） 第２次現地派遣期間（2021年11月上旬～2月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 引き続き、農業省、CARD フォーカルポイント、他ドナー、大学、NGO、研究機関、民間企業からヒアリングを通じて情報収集を行い、マラウイの稲作セクターの幅広い情報収集を行う。
- ③ 稲作栽培地域を訪れ、農家の稲作栽培状況を確認する。特に、播種の状況を視察し、課題の抽出を行う。
- ④ 情報収集、課題分析に基づき、稲作振興に必要な技術移転を C/P に行う。
- ⑤ 国家稲作開発戦略（NRDS）の策定状況の確認及び NRDS の目標達成に必要な方針の作成支援を行う。
過去の灌漑開発案件の現状分析、課題把握を行い、必要に応じて C/P に助言を行う。
- ⑥ NRDS の優先課題に基づき、マラウイの稲作分野の中長期的な協力プログラム案を作成し、C/P および JICA マラウイ事務所へ提案する。
- ⑦ 過去の小中規模灌漑開発プロジェクトの課題を整理し、プロジェクトのインパクト及び持続性が向上するための助言を行う。また、新たな協

³ https://eeas.europa.eu/delegations/malawi_da/65252/Inauguration%20of%20the%20EU-Funded%20Bwanje%20Valley%20Dam

カニーズがあれば、JICA マラウイ事務所へ提案を行う。

- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関及び JICA マラウイ事務所に提出し、報告する。

(6) 第 2 次国内整理期間（2022 年 2 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。報告書を作成するにあたっては、以下の URL の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzwjj-att/ind_guide.pdf

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関へ各 1 部）
和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所）

(2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関へ各 1 部）
和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部）

ただし、第 2 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書

第 2 次現地業務終了時。

和文 2 部（簡易製本）：JICA 経済開発部に 2 部提出（JICA 経済開発部、JICA マラウイ事務所用）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウエ⇒ヨハネスブルク⇒
日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

② 7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地
M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とし
ます。

③ 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

④ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時における C/P 機関と
の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：農業省内における執務スペース提供（ネット
環境完備予定）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グ
ループ第五チーム (Ito.Junichi@jica.go.jp) にて配布します。

- 要請書
- Malawi Rice Development Strategy 2014-2018 (NRDS)
- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 説明資料

② 本業務に関する公開資料は以下の通りです。

- アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)

[https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/ca
rd.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/card.html)

<https://riceforafrica.net/>

- マラウイ共和国 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043368.html>
- マラウイ共和国 中規模灌漑開発プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018120.html>
- マラウイ共和国 小規模灌漑開発技術協力プロジェクト終了時評価調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249448.html>
- マラウイ国 農民組織による(中規模)灌漑施設管理能力向上計画調査最終報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000249595.html>
- マラウイ共和国 ブワンジェバレー灌漑施設復旧計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000167457.html>
- マラウイ共和国 ブワンジェ・バレー灌漑計画基本設計調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000038897.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」

・ 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上